

第 15 回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会議事録	
日 時	令和 8 年 6 月 15 日（月）15 時 00 分～16 時 30 分
開催場所	横浜市庁舎 18 階共用会議室みなと 4・5
出席者	出石稔会長、石井徹委員、岸恵美子委員、高橋敬太郎委員、田中恒司委員
開催形態	公開（傍聴人 3 人、非公開部分あり）
議 題	1 令和 7 年度の実績について 2 令和 8 年度 取組の方向性について 3 個別案件について
（事務局）	「第 15 回横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会」を開催いたします。 本日の審議会の進行等についてご説明します。 本日の会議は、会場形式での開催とさせていただきます。 本日、傍聴人の方は、3 名です。 審議会の開催にあたり、本委員会を傍聴される方々にお願い申し上げます。受付にて、会議の円滑な進行を図るため、何点かお願いをしておりますが、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。 本日の議事内容につきまして、3 点お願いがございます。 1 点目が、質疑応答でご発言いただく際には、お名前をお伝え頂いてからご発言をお願いいたします。 2 点目が、議事録作成のため、録音させていただき、議事録は、後日インターネットのホームページに掲載します。 3 点目が、本日の議題のうち、個別案件にかかる個人情報が含まれる案件については、該当する議事については非公開で行うことを決定していただく場合があること、以上についてご了承ください。 それでは、会議の開催にあたり、事務局を代表して健康福祉局長吉川よりご挨拶申し上げます。
（吉川局長）	（挨拶）
（事務局）	定足数について、ご報告いたします。本会議の委員総数は 6 名となっております。本日は、5 名の方にご出席いただいておりますので、「横浜市建築物における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱」第 2 条 2 項に基づき、本審議会は成立していることをご報告いたします。 ここからは、出石会長に議事進行をお願いいたします。
（出石会長）	条例の効果は着実に上がっております。解決に導かれているものも多数あり、条例の意義はあると、私も認識しています。 一方、今回の案件もそうですが、他の自治体でもどうにもならない案件が幾つかあります。その辺りはある意味で条例の限界も感じています。 しかしながら、横浜市は支援を中心として地道な取組をし、非常に大きな成果が

	上がっています。本当に素晴らしいことです。その中で、この審議会の位置付けは大変重要です。委員の皆様、引き続きよろしくお願いします。 1 令和7年度実績について (事務局より説明) 2 令和8年度取組の方向性について (事務局より説明)
(出石会長)	それでは、事務局からの説明について、ご意見やご質問等がありましたらお願いします。
(岸委員)	実績についても解消事例についても順調ということで、取組に敬意を表します。「2 解消に向けた取組」という文言について、「解消しないと駄目だ」というイメージが起きないか、大変危惧しています。一生懸命取り組んでいてもなかなか解消しない事例があります。10 年たってもなかなか解消できません。 解消せず、区として取り組んでいないのではないかという評価になると、職員のモチベーションも下がっていくかと思います。 例えば、報告資料2の「事例の状況調査」の質問項目を見ると、③が「介護・福祉等のサービスを利用できている」で、④「ふれあい収集が利用できる」、⑤「関係機関や地域等とのつながり、関わりができた」とあります。 一方で六番目以降は「拒否している」ということですが、「関わりができた」ということではなく、「関わりが継続できている」ことをもっと評価すべきではないかと思います。継続できていれば、何かのタイミングで支援が可能です。続けていることは非常に熱意を持って職員が対応していることになります。 特にこの「解消に向けた取組」で、少し文言を検討してもらいたいです。そういった職員の取組が努力の下にあり、それが対象者にとっても次のタイミングの支援につながる可能性があります。つながり続けていることを評価してもらえると有り難いです。
(事務局)	数値というと「解消件数」という出し方にはなってしまっていますが、解消だけを目的とするわけではなく、本人に対する支援がしっかり行われていることを我々も区から聞き取りつつ、そういった事例を共有できるようにしていきたいと考えています。
(田中委員)	いわゆる「ごみ屋敷」の判定は横浜市でしているのだと思いますが、どういう経緯でいわゆる「ごみ屋敷」と認定するのかが分かりません。様々な部局で連携して決めているのだと思いますが、具体的にどのように新規に把握しているのでしょうか。把握が漏れていて個別に苦情相談が来ることはないのでしょうか。新規発見が遅れていることはないのでしょうか。

(事務局)	新規で把握する方法としては、区の生活支援課や高齢・障害支援課などが支援などで自宅に行った際に把握するケースがあります。市民からの情報提供によって把握するケースもあります。 実際区民から情報提供してもらったケースでは、そこにいる人が課題を抱えていて支援につながったケースもあります。昨年度一番多かったのは、市民からの情報提供です。
(高橋委員)	事例の状況調査で、「関係機関や地域とのつながり、関わりができた」というところがありました。この部分は本当に関係者の努力の成果かなと思いました。どういったことが奏功してつながりができたと分析していますか。 排出支援の経験が少ない区についても課題が挙げられていました。そういった区との情報共有について教えてください。
(事務局)	解消したケースについては、解消理由等について年に1回状況調査を行う中で、内容や取組の方向について共有しています。 区の事務局担当者会議を開催し、実際に排出支援に取り組んだ区から、その内容、手順などについて写真も交えて話し、共有の機会を設けています。グループワークを通じて各区で取り組んでいること、悩んでいることについて共有する場を設けています。
(出石会長)	横浜市の場合、区が中心となり、各関係者が連携して取り組んでいるので、本当に良い取組であると思います。 他都市の話では、「いわゆる「ごみ屋敷」の担当は大変だ。条例をつくり、担当課をつくると、そこに仕事が全部集中する」という話があります。難しい事例について、区役所職員は、特に精神的に相当、疲弊しないでしょうか。多大な業務量になって過負担になっていないでしょうか。何かフォローしていることはありますか。
(事務局)	1人ひとりの業務負担のことになると各区でということになるかもしれませんが、先ほどの事例共有を行っています。業務の全体的な負担軽減では、専門家のコンサルを行う際に局で取りまとめをし、事例共有などを通じて、なるべく過重な負担がかからないようにしています。
(岸委員)	先ほど「どうやって発見するか」という質問に、「近所の苦情から挙がってくるケース」と言っていました。確かに深刻なケースはそうですが、未然防止、再発防止で、「うちの家族がため込んでいる」「自分はため込み症ではないか」と言ってくる事例も増えています。 私も講演会等で話すと、最後に「自分はため込みではないかと思う」と相談があることがあります。横浜市より先に条例をつくった足立区では、そういった相談にも乗ることをPRしたり、動画を発信したりしています。今年度はなかなか難しい

(事務局) (出石会長) (出石会長) (事務局))	と思いますが、条例に挙げているので、今悩んでいる人に対して積極的にアプローチしてもらえると有り難いです。 アウトリーチなども行っていますが、本人が「もしかしたら」と思った際に相談してもらえるような啓発等も検討していきたいです。 「未然防止と再発防止」を一つの項目としていますが、少し違うところもあります。未然是予防なのですが、再発は繰り返すわけです。ため込み症や集めてきてしまう人は、かなりの数、再発をします。対応策が必ずしも同じではありません。未然防止よりも再発防止のほうが難しいです。ここが解決できないと困難事例はなかなか進みません。今後、再発防止に力を注いでほしいです。 議題3については、対象となる案件に個人情報が多く含まれます。「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会要綱第4条」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2項」に基づき非公開とさせていただきます。 委員の皆様、ご同意いただけますでしょうか。 (委員了承) では、以降は非公開会議として進めていきます。傍聴人の方は、ご退出をお願いいたします。 【議題3は非公開】 以上を持ちまして、「第15回横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会」を閉会とさせていただきます。 以上
資料 ・ 特記事項	1 資料 資料1 委員名簿・事務局名簿 資料2 令和7年度の実績について 資料3 令和8年度 of 取組の方向性について 資料4 個別案件について 2 特記事項 議題3(資料4)は個人情報を含むため非公開です。